

◎講師等からの個人番号（マイナンバー）の取得について

日臨技主催のイベント				
イベント 主催	学会	研修会	講習会	セミナー
日臨技	●	●	●	●
支部	●	●		

日臨技が主催する講習会等のイベントにおいて、講師等への支払は以下の4ケースに分類できる。

- ・ケース1 日臨技がイベント当日に謝金等を現金で支払う場合
- ・ケース2 支部がイベント当日に謝金等を現金で支払う場合
- ・ケース3 委託先がイベント当日に謝金等を現金で支払う場合（※委託先は、全国学会における担当都道府県技師会やコンベンションサービス会社を含む）
- ・ケース4 日臨技がイベント終了後に謝金等を振込で支払う場合

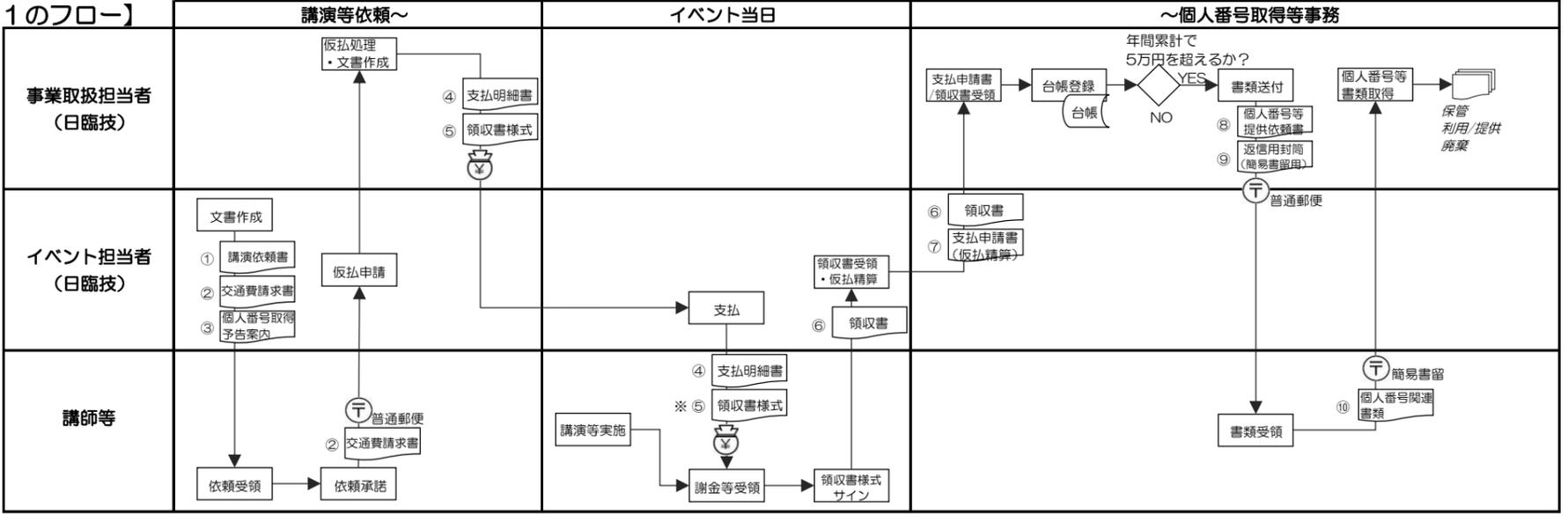
上記ケースのすべてにおいて、同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を超える場合は、税務署に支払調書を提出する義務があるので、講師等から個人番号（マイナンバー）の取得が必要である。（年中の支払金額の合計額が5万円以下の場合は提出義務なし）

また、マイナンバー法の施行により税務署に提出する支払調書には、講師から取得した個人番号の記載が求められている。

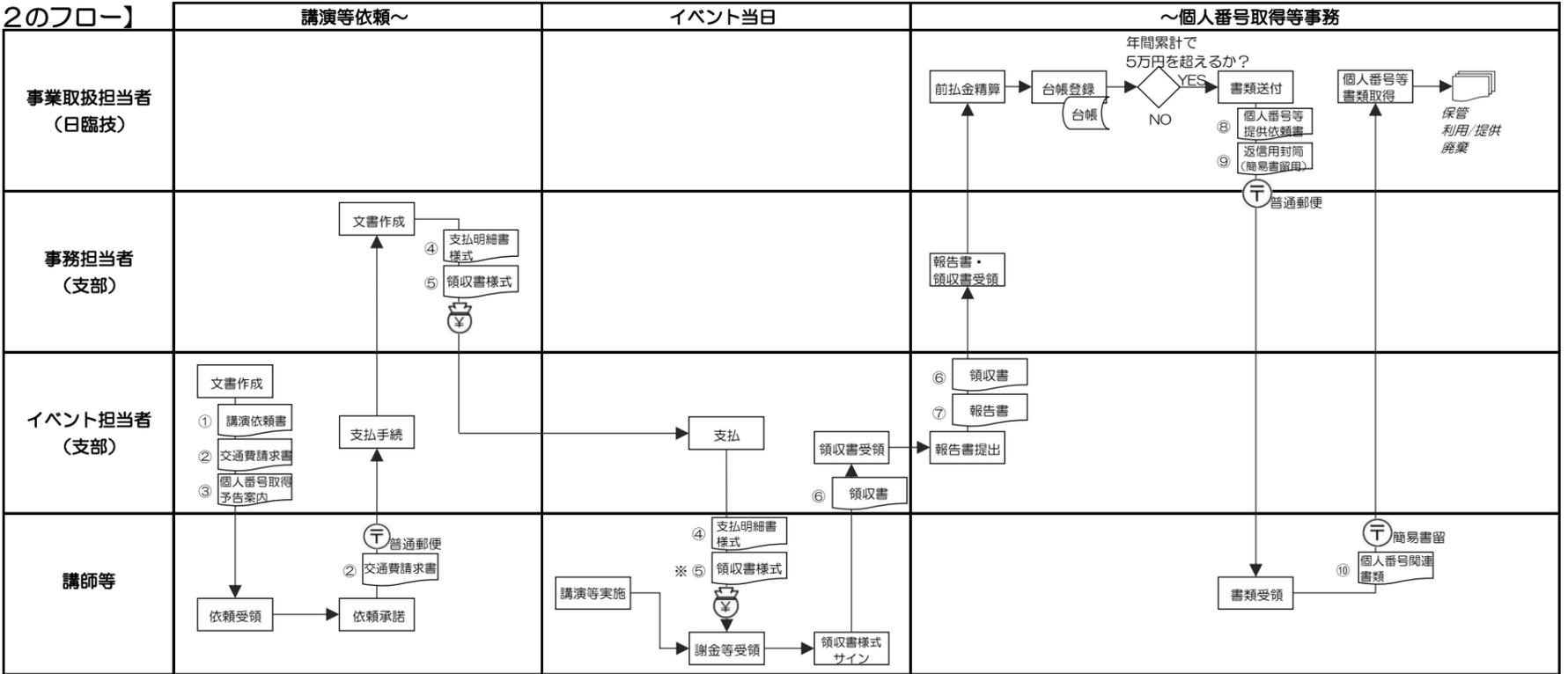
以上を踏まえて、次頁以降に業務フローをケース別にまとめている。

※⑤はサインを得て⑥になる

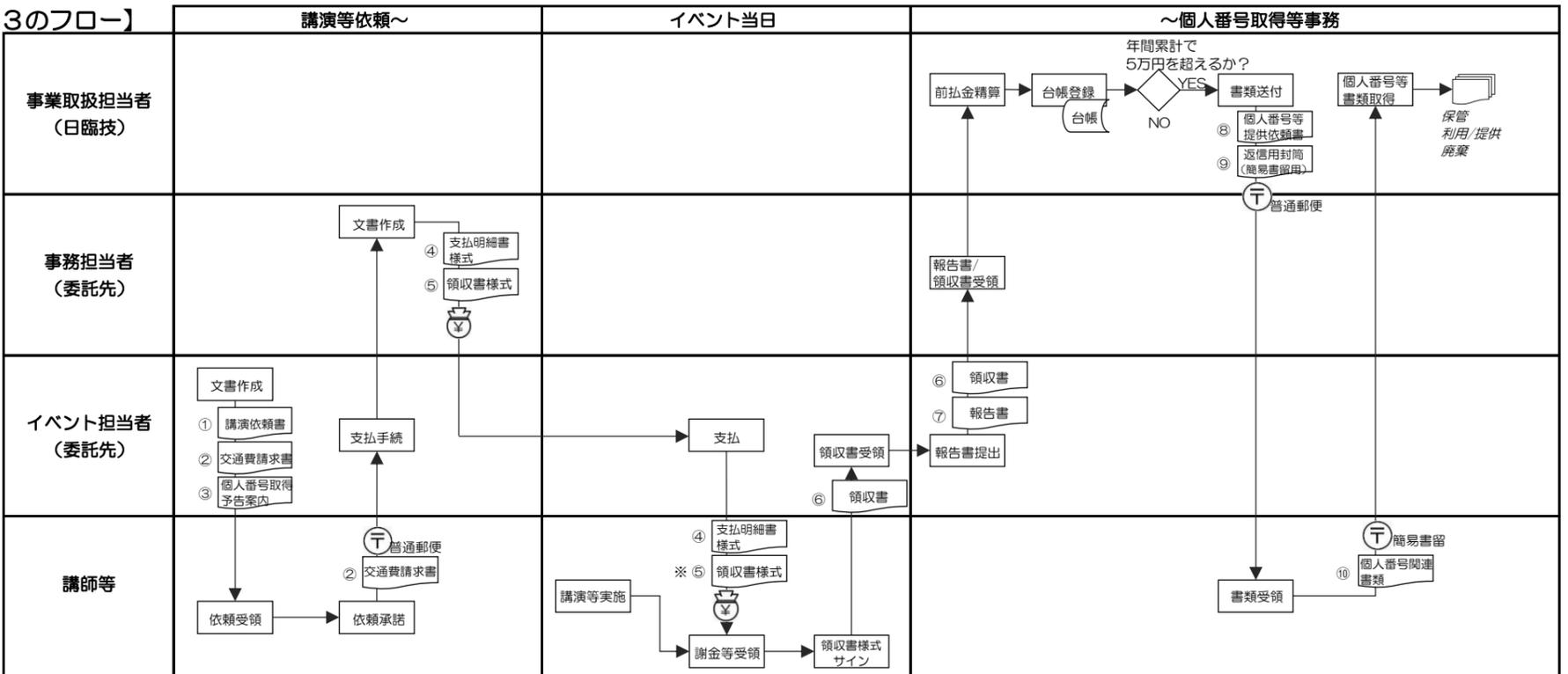
【ケース1のフロー】



【ケース2のフロー】



【ケース3のフロー】



【ケース4のフロー】

